

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うとともに、未就学児に係る均等割額の減額及び規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険税条例（昭和34年4月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」

を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 17,000円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 15,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 8,500円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 7,500円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第22条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額および」に改め、「次号において同じ。）」の次に「および」を加える。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の見出し及び第4条の見出しの改正規定、第21条の改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)並びに第22条の改正規定(「総所得金額」を「総所得金額および」に改める部分及び「次号において同じ。)」の次に「および」を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 第2条の改正規定及び第21条各号列記以外の部分の改正規定 規則で定める日

(適用区分)

2 この条例(前項第1号に規定する改正規定を除く。)による改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。